

舞台技術支援制度の概要

公益財団法人鳥取県文化振興財団

1 目 的

公益財団法人鳥取県文化振興財団が管理する県民文化会館(とりぎん文化会館及び倉吉未来中心(以下、「会館」という。))に、「舞台づくり相談窓口」を開設し、県内舞台技術者の人材育成及び創作活動を促進するための技術的な支援や、文化活動を支える舞台技術スタッフの資質の向上を図ります。

また、公演等においてより高度な演出や効果などを追求する創造的舞台制作の支援を行い、鑑賞者を含めた舞台芸術への関心と舞台技術スタッフの技術の向上を図ることを目的とします。

2 支援内容

- (1) 舞台づくり相談窓口として舞台技術(ソフトウェア)に関する、相談・助言・指導をします。
- (2) 舞台設備(ハードウェア)に関する、相談・助言・指導をします。
- (3) 各団体の主な技術スタッフ(舞台監督・舞台美術・音響・照明・映像など)に対して、プラン・仕込み・工程管理など、本番公演に向けての技術的な助言指導をします。
- (4) 必要に応じて現地へ出向し、上記の支援を実施します。なお、この支援は、役務の提供をするものではありません。

※支援は無償で行いますが、支援内容等により4(4)の負担を求める場合があります。

3 支援対象

- (1) 公益財団法人鳥取県文化振興財団が管理する施設を利用する利用者又は利用申込予定者
- (2) 県内の公立文化施設、教育施設、公共団体
- (3) 県及び市町村の文化団体に加盟した団体、公共団体、アマチュア活動者

4 支援条件

- (1) 支援により地域の文化振興が見込まれる団体等の催事に限ります。
- (2) 支援は、主催者の技術スタッフの人材育成を目的とし、公演に必要な役務の提供をするものではありません。また、主催者の指揮系統に属するものではありません。
- (3) 支援は、営利を目的とした催事(公演)には行いません。
- (4) 支援内容等により、支援依頼者(主催者等)に交通・宿泊費用の負担を求める場合があります。
(例:遠隔地での打合せなど、場所や時間等の諸条件による交通費及び宿泊費などの必要経費等)
- (5) 支援は、会館の施設管理及び運営業務(会館利用者対応等)を調整し、業務に支障のない範囲で実施します。
- (6) 依頼者が催事等に関して損害を被った場合であっても当財団は責任を負わないものとします。

5 受付方法

- (1) 「舞台づくり相談窓口」への来訪または電話により受け付けます。
- (2) 受付時に、依頼書及び別紙1の「舞台技術支援依頼票(受付票)」を提出していただきます。

6 支援の決定

支援依頼があった場合、15日以内に、支援の範囲や規模等を協議し、支援の可否及び支援内容を決定し通知します。

7 記録簿の保管

- (1) 舞台技術支援を受付した場合は、別様式の舞台技術支援記録簿（以下「記録簿」）に受付対応の内容等を記録します。
- (2) 記録簿の保存期間は5年とし、会館ごとに保管します。